

西東京市第2次環境基本計画素案

(平成26年度～平成35年度)

西東京市

目 次

第1章 計画策定の背景	2
1.1 計画策定の経緯	2
1.2 西東京市の環境を取り巻く変化	2
1.3 計画策定の基本的な考え方	4
第2章 計画の基本事項	6
2.1 計画の役割と位置づけ	6
2.2 計画の期間	6
2.3 計画の対象範囲	7
2.4 計画の主体と各主体の役割	7
第3章 西東京市の現状と課題	8
3.1 西東京市の概況	8
3.2 西東京市の環境の現状と課題	11
第4章 西東京市の環境の将来像	20
4.1 基本理念	20
4.2 環境の将来像	21
第5章 将来像を実現するための取り組み	23
5.1 基本方針と取り組みの方向	23
5.2 取り組み	24
第6章 重点プロジェクト	51
6.1 重点プロジェクトの位置づけ	51
6.2 重点プロジェクトの推進体制	51
6.3 重点プロジェクトで目指すテーマ	52
第7章 計画の推進体制・進行管理	54
7.1 推進体制	54
7.2 進行管理の手法	55

第1章 計画策定の背景

1.1 計画策定の経緯

西東京市では、「西東京市環境基本条例」に基づき、平成16年に「西東京市環境基本計画」を策定しました。その後、地球温暖化問題への関心が高まったことなどの社会的動向を踏まえて、平成21年に、「西東京市環境基本計画（後期計画）」（以下、「後期計画」という。）としてより実効性のあるものに再編成しました。後期計画の対象期間は平成21年度から平成25年度までの5年間となっていました。

今回、これまでの成果を振り返るとともに、社会情勢の変化に対応した「西東京市第2次環境基本計画」（平成26年度～平成35年度）（以下、「本計画」という。）を策定しました。

1.2 西東京市の環境を取り巻く変化

後期計画が平成21年に策定されてから、環境行政を取り巻く環境は大きく変化していません。

■東日本大震災や原子力発電所の事故の教訓から市民意識の変化

人々は自然の持つ力に対する社会システムの脆弱性を認識し、大量のエネルギーを消費する社会のあり方や、暮らしの安全、安心の視点の重要性、地域における絆の必要性を再認識しました。

■社会情勢の変化

- 平成24年に国の「第四次環境基本計画」が閣議決定され、環境行政の究極目標である持続可能な社会を「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の各分野で統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけられました。さらに、地球温暖化による影響を避けて通ることは難しい状況となっており、人類共通の課題であると認識しています。また、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という「2010年目標」が達成されなかったことを受け、平成24年に「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。その他にも、平成25年に「エネルギー基本計画」の改定や、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下、「小型家電リサイクル法」という。）の施行など環境の各分野における政策が示されています。
- 東京都では、平成23年に「2020年の東京」を策定し、10年後に向けた8つの目標を掲げています。その中には、「低炭素で高効率な自立・分散型エネルギー社会を創出する」「水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる」という環境に関する目標が2つ含まれています。その他にも平成24年に「緑施策の新展開～生物多様の保全に向けた基本戦略～」を策定し、生物多様の保全に向けた取り組みを進めています。また、東京都環境審議会において、「東日本大震災を踏まえた今後の環境政策のあり方について」の答申があり、エネルギーの安定供給や災害リスクへの対応などが示されています。

- 西東京市においても、行政運営の要である「西東京市第2次基本構想・基本計画」が平成26年3月に策定されました。本計画は、基本構想・基本計画が示す市の長期的ビジョンやその他の環境保全に関する計画と整合を図っています。

1.3 計画策定の基本的な考え方

本計画の策定にあたり、以下の3つの着眼点を重視しました。

■着眼点1：新しい局面に対応した計画とする

東日本大震災や原子力発電所の事故を受けて、市民の意識が変化し、暮らしの安全や安心の重要性が増しています。また、後期計画が平成21年に改定されてから、国や東京都において新しい環境に関連する制度の構築や計画の策定等が進められ、西東京市においても環境保全に関する計画等が策定されています。このような状況を踏まえ、本計画は、社会情勢の変化等の新しい局面に対応した計画を策定します。

⇒（策定方針）

- ・ 環境に関する取り組みは、長期間に亘り継続的に取り組むことで初めて結果が出てくるものです。そのため、10年後だけではなく、さらにその先を見据えた将来像や基本方針を設定しました。
- ・ 国や東京都、他自治体の動向を把握し、市として対応すべきことを検討し、施策に反映しました。
- ・ 市の関連計画との整合を図りつつ、市の環境の現状や課題を踏まえて施策を検討しました。

■着眼点2：市民・事業者・行政が連携して取り組む計画とする

市内の環境を改善、保全していくためには、様々な主体が協力して取り組むことが重要です。そのため、本計画は、市民・事業者・行政が連携して取り組める計画を策定します。

⇒（策定方針）

- ・ 多様な主体が計画の推進に向けて話し合う場として、環境保全推進協議会を位置づけました。
- ・ 市民・事業者・行政が連携して取り組む重点プロジェクトを掲げました。

■着眼点3：実効性の高い計画とする

環境に関する問題について、より成果を出すためには、優先的に取り組むべき施策を抽出する必要があります。また、一人でも多くの人が環境意識を高め、家庭や職場で行動に移す必要があります。そのため、実行性の高い取り組みを掲げた計画を策定します。

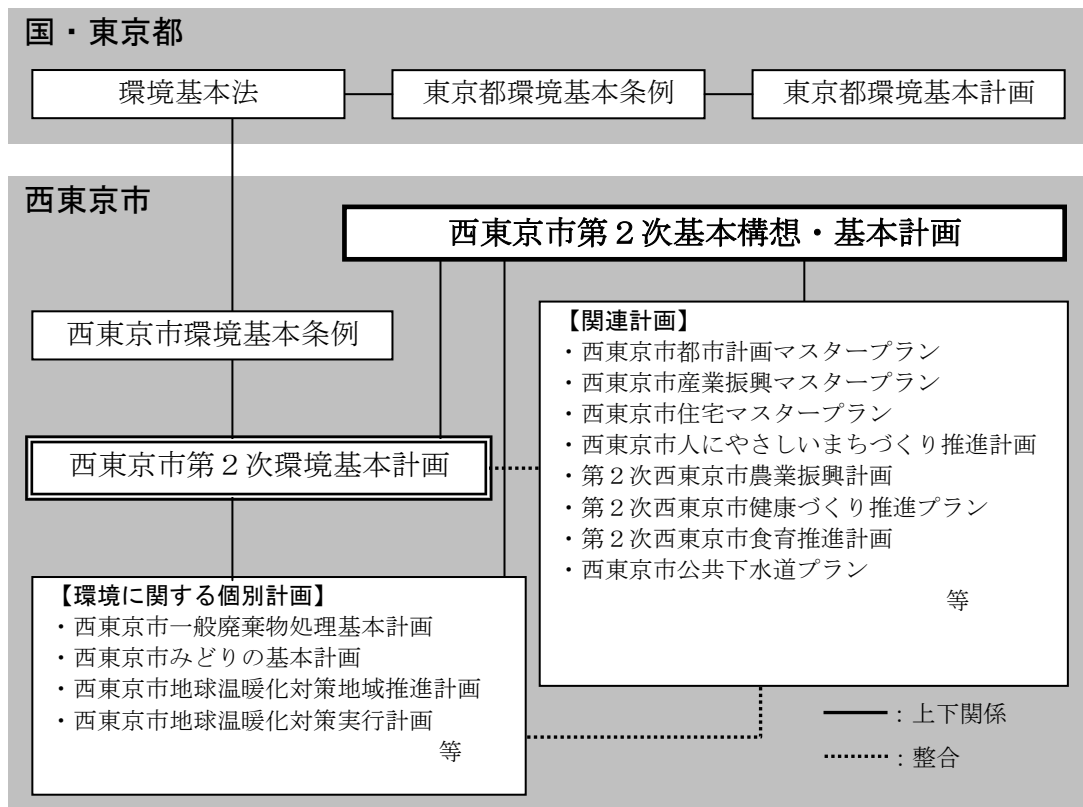
⇒（策定方針）

- ・ 後期計画での施策の進捗状況を把握し、優先的に取り組む施策を検討しました。
- ・ 優先的に進める必要のある取り組みを重点プロジェクトとして掲げました。
- ・ 重点プロジェクトの具体的な取り組みを検討する場として、環境保全推進協議会を設置します。
- ・ 西東京市だけでは解決できない課題については、近隣自治体等との連携も視野に入れながら、市内において取り組むことのできる内容を検討しました。

第2章 計画の基本事項

2.1 計画の役割と位置づけ

本計画は、西東京市環境基本条例第7条に基づき策定します。また、環境に関する関連計画と整合を図ります。



2.2 計画の期間

本計画は、平成26年度から平成35年度までの10年間を対象期間とします。また、社会情勢の変化や環境技術の進歩に対応するため、5年後を目途に見直しを行います。

2.3 計画の対象範囲

西東京市環境基本条例第3条の基本理念に基づき、環境の目標としての将来像を定め、将来像を実現するために必要な取り組みを計画の対象範囲とします。

2.4 計画の主体と各主体の役割

本計画の主体は、市民、事業者、西東京市です。各主体の役割は、西東京市環境基本条例第4条から第6条に定めるとおりとします。

西東京市環境基本条例の抜粋

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。

5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。

2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。

3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。

4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第3章 西東京市の現状と課題

3.1 西東京市の概況

■西東京市の位置と地勢

西東京市は、東京都心の西北部、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しています。



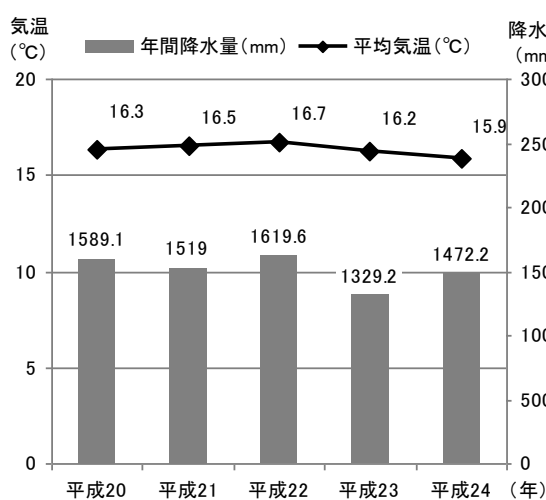
資料：統計にしようきょう 平成24年版

図1 西東京市の位置

市域は、最高標高 67.0m（芝久保町三丁目付近）、最低標高 46.7m（下保谷三丁目付近）であり、ほぼ平坦です。市内南部に石神井川が西部から東部に向かって流れ、南部に玉川上水、千川上水といった水路があります。地質は、植物の生育に適している関東ローム層で厚さ 10m 以上の場所が多くなっています。

■気候

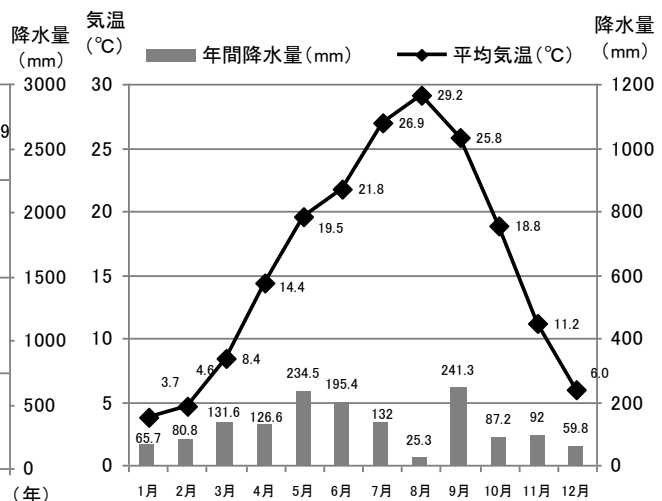
西東京市の平成24年の平均気温は 15.9℃であり、年間降水量は 1,472.2mm となっています。



観測地点：東大生態調和農学機構

資料：統計にしようきょう 平成24年版

図2 年間降水量と平均気温の推移



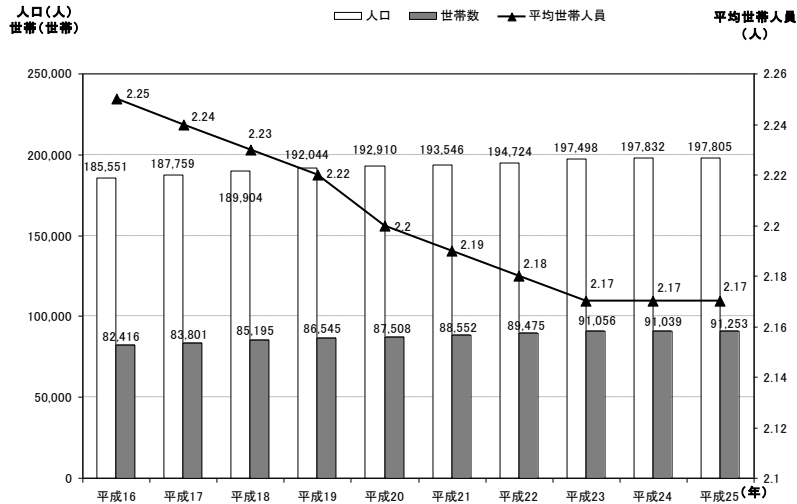
観測地点：東大生態調和農学機構

資料：統計にしようきょう 平成24年版

図3 平成24年の月別降水量と気温

■人口と世帯

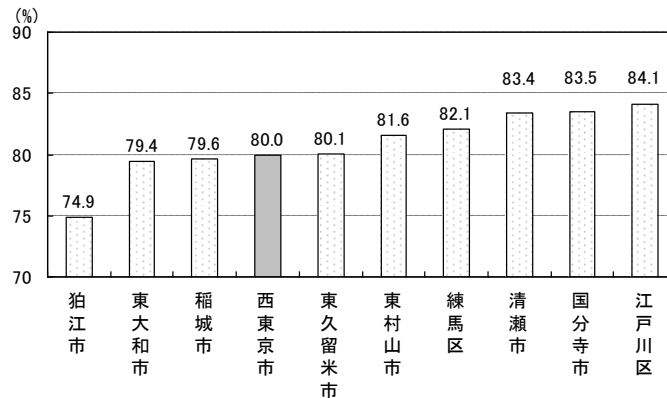
西東京市が合併した年である平成13年の1月1日の人口は179,710人でしたが、平成25年1月1日現在の人口は、197,805人であり、増加しています。また、世帯数も増加傾向を示しており、平成25年1月1日の世帯数は91,253世帯です。一方、世帯当たり人口は減少傾向にあり、平成25年1月1日で2.17人となっています。



資料：統計にしようきょう

図4 人口・世帯数・平均世帯人員の推移

西東京市の昼夜間人口比率（夜間人口100人当たりの昼間人口の割合）は、平成22年で80.0%と、市外に通勤、通学する人の割合が高いベッドタウンとなっています。また、東京都内の自治体でみると、昼夜間人口比率は低くなっています。

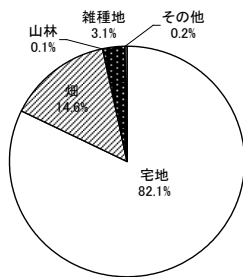


資料：東京都の統計

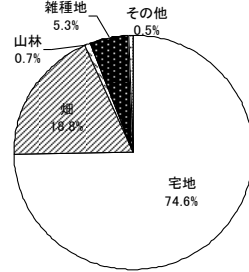
図5 東京都の自治体の昼夜間人口比率が低い10自治体（平成22年）

■土地利用

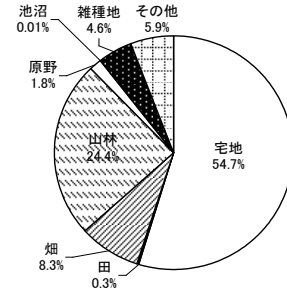
西東京市は、東西 4.8 km、南北 5.6 km にわたり、面積は 15.85 km² です。総面積のうち、宅地が 82.1% を占めており、東京都、北多摩地域（西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市、小平市）と比較して高くなっています。



西東京市（平成 23 年）



北多摩地域（平成 23 年）



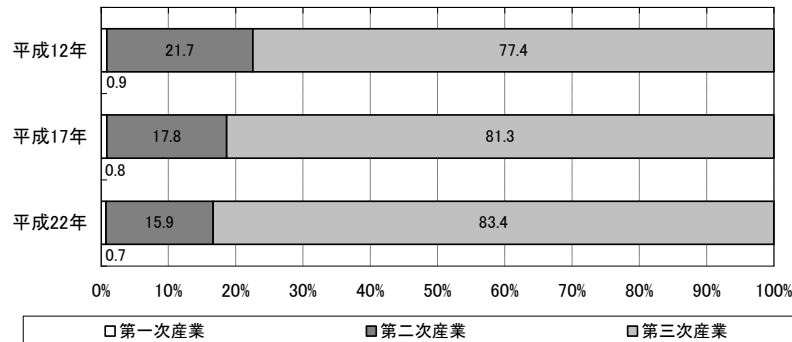
東京都（平成 23 年）

資料：東京都の統計

図 6 土地利用の割合

■産業

西東京市の産業別の従業員数は、平成 22 年度において、第三次産業は 80% 以上を占め、その割合は増加傾向にあります。一方、第二次産業は 15.9% を占め、その割合は減少傾向にあります。第一次産業は 1% に満たない状況が続いています。



資料：統計にしとうきょう 平成 24 年版

図 7 産業別の従業員数の割合

3.2 西東京市の環境の現状と課題

(1) 自然環境、歴史的及び文化的環境資源

■自然環境

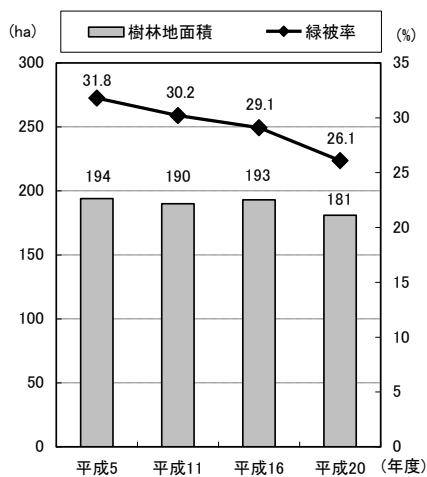
〔現状〕

西東京市には、雑木林、屋敷林、農地等の武蔵野の景観が残されていますが、みどりは、都市化とともに減少傾向にあります。樹林地面積は、維持管理の困難さや土地相続時の処分等により減少しつつあり、西東京市では、保存樹木の指定や生垣造成助成等の補助制度により保全を支援しています。また、農地は、宅地への転用や後継者不足等により減少しています。一方、みどりは、多様な生物の生育・生息の場でもあり、私たちの暮らしは、多様な生物の恵みに支えられています。

市内を流れる石神井川は、市民団体により清掃活動が継続的に行われており、市民の憩いの場としてのきれいな水辺環境が存在する場所がありますが、水が流れていない場所や魚類等の生息が確認できない場所もみられます。現在行われている東伏見公園の整備では、東京都と連携を図り、自然環境を保全しつつ石神井川と公園を一体として整備することにより、水とみどりに親しめる憩いの空間づくりや生物の多様性に配慮した水とみどりのネットワークづくりが進められています。

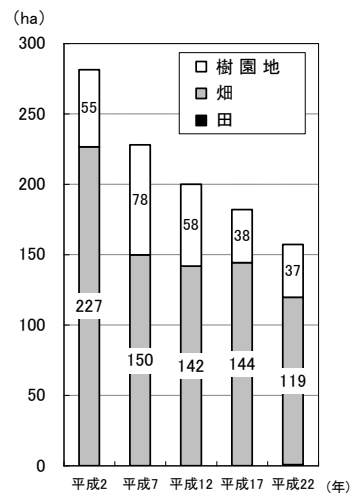
〔課題〕

みどりを保全するためには、土地所有者や近隣住民などの理解を得て地域全体で協力する取り組みが重要です。農地については、今後、持続可能な農業経営を進めることで農地の保全を進め、地域の財産として農業者と市民が相互に理解し守っていく仕組みが必要です。また、多様な生物の生育・生息の場を保全するために、みどりの保全、生物多様性の現状の把握、生物多様性に関する市民への意識啓発等を進める必要があります。



資料：西東京市環境白書・環境活動レポート
平成24年版

図8 緑被率と樹林地面積の推移



資料：統計にしようきょう 平成24年版

図9 経営耕地面積の推移

■ 歴史的及び文化的環境資源

〔現状〕

西東京市の自然に生まれ、残されてきた歴史的及び文化的環境資源には、下野谷遺跡等の遺跡、屋敷、社寺を取り囲む屋敷林、社寺林や農業とともに育まれた文化や武蔵野の景観等があります。

〔課題〕

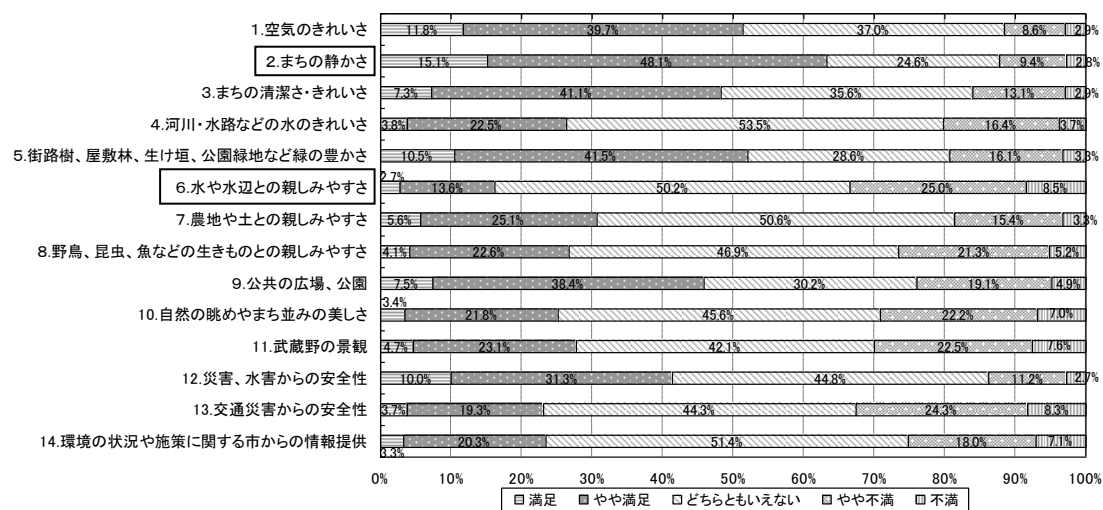
歴史的及び文化的環境資源は、先人たちの生活を知る資料であり、人と自然との関わり観点から重要な資源であるため、地域、行政が協力して守り、次世代に引き継いでいく必要があります。



環境に関するアンケート調査結果にみる

市民の環境に関する満足度

満足度（満足・やや満足の合計）については、「2.まちの静かさ」が最も多く、次いで「1.空気のきれいさ」となっています。一方、「6.水や水辺との親しみやすさ」については、満足度が16.3%と他の項目と比較して低くなっています。



(2) 資源の有効活用、ごみの削減

〔現状〕

西東京市では、分別に対する市民・事業者の理解と協力のもと、ごみ排出量は減少傾向にあります。

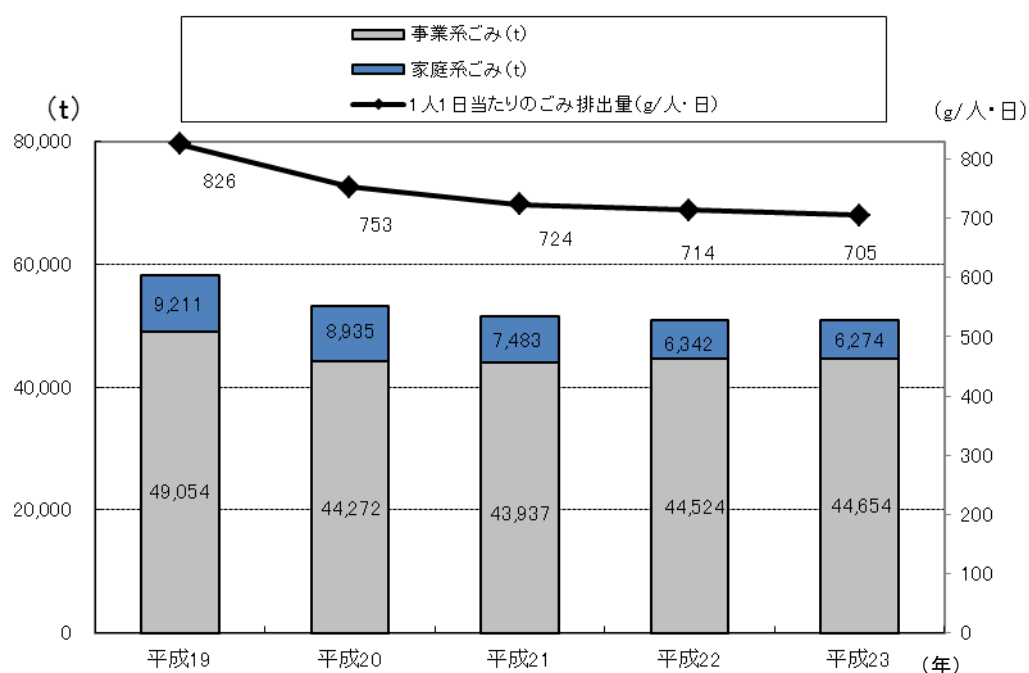
1人1日当たりのごみ排出量は、平成20年度より開始した家庭ごみの有料化の効果で、平成19年度から20年度までにかけて大きく減少し、平成21年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

平成19年度からプラスチック容器包装類の分別収集並びに金属類と廃食用油の集積所回収を開始し、資源化も進んでいます。また、平成25年4月に「小型家電リサイクル法」が施行され、西東京市においても小型家電の回収を実施しています。

多摩地域において、広域的な焼却残さの処理方法として、今までは埋め立てていた焼却灰をエコセメント※2として再利用しています。

〔課題〕

ごみを埋め立てている処分場のスペースに限りがあるため、西東京市で生活する一人ひとりが3R※3に取り組み、さらなるごみの発生抑制と資源化を推進して処分場の延命化を図る必要があります。同時に、近隣自治体との共同処理やエコセメント化の事業等の安全で安定した処理を継続する必要があります。



資料：ごみ減量推進課

図10 一般廃棄物の発生量及び1日1人当たりのごみ排出量

※1 資源化率：(分別回収資源物排出量+集団回収資源物排出量) / (資源ごみ排出量+ごみ排出量)

※2 エコセメント：生ごみなど燃えるごみを焼却してできた灰を主な原料としてつくるセメント。

※3 3R：Reduce(リデュース：発生抑制)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再生利用)の頭文字をとったもの

(3) 安全・安心で快適な生活環境

■大気環境等

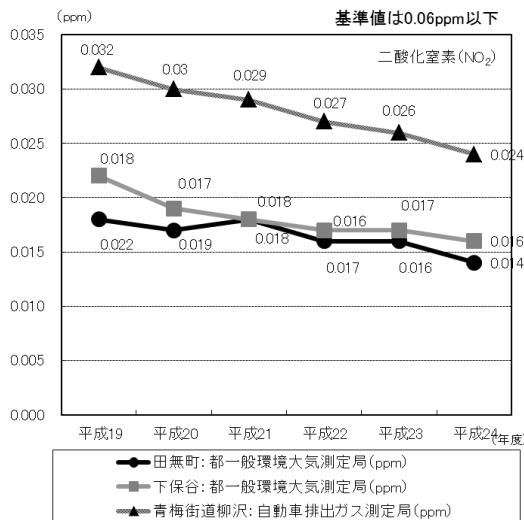
〔現状〕

西東京市では、大気環境調査、交通量・騒音・振動調査を継続的に実施しています。また、安全・安心な生活環境の確保のため、東日本大震災後は空間放射線量の測定や、給食食材の放射性物質の検査を行い、結果をホームページ等で公表しています。

また、大気中の二酸化窒素、浮遊粒子状物質は減少傾向にあり、環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては、環境基準を達成していません。

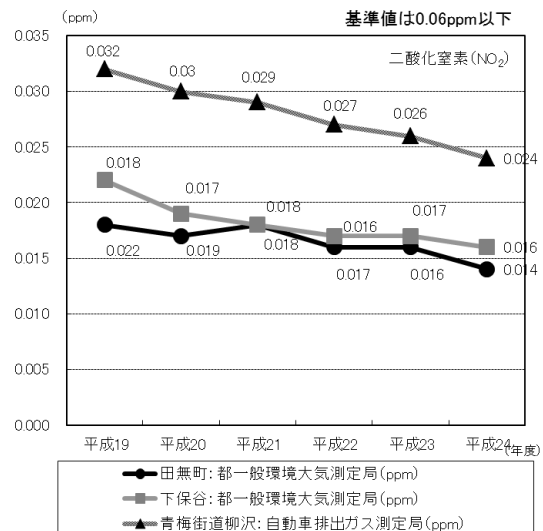
〔課題〕

自動車の利用や事業活動による大気環境の悪化を抑制する必要があります。エコドライブや事業者による自主的な取り組みを推進することが必要です。ただし、PM_{2.5}^{※1}等の大気環境は広域的な問題であることから、国や東京都、近隣自治体等との連携が必要です。



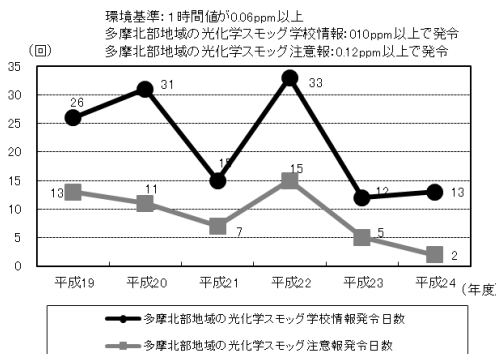
資料：西東京市環境白書・環境活動レポート 平成 24 年版

図 11 大気中の二酸化窒素 (NO₂) の測定結果 (年平均値)



資料：西東京市環境白書・環境活動レポート 平成 24 年版

図 12 大気中の浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果 (年平均値)



多摩北部地域：清瀬市 東久留米市 西東京市 武蔵野市 東村山市 小平市 東大和市 武蔵村山市

資料：西東京市環境白書・環境活動レポート 平成 24 年版

図 13 多摩北部地域の光化学スモッグ注意報発令日数・学校情報発令日数

※1 PM_{2.5}：粒径 2.5 μm (2.5mmの千分の一) 以下の粒子状物質

■河川の水質

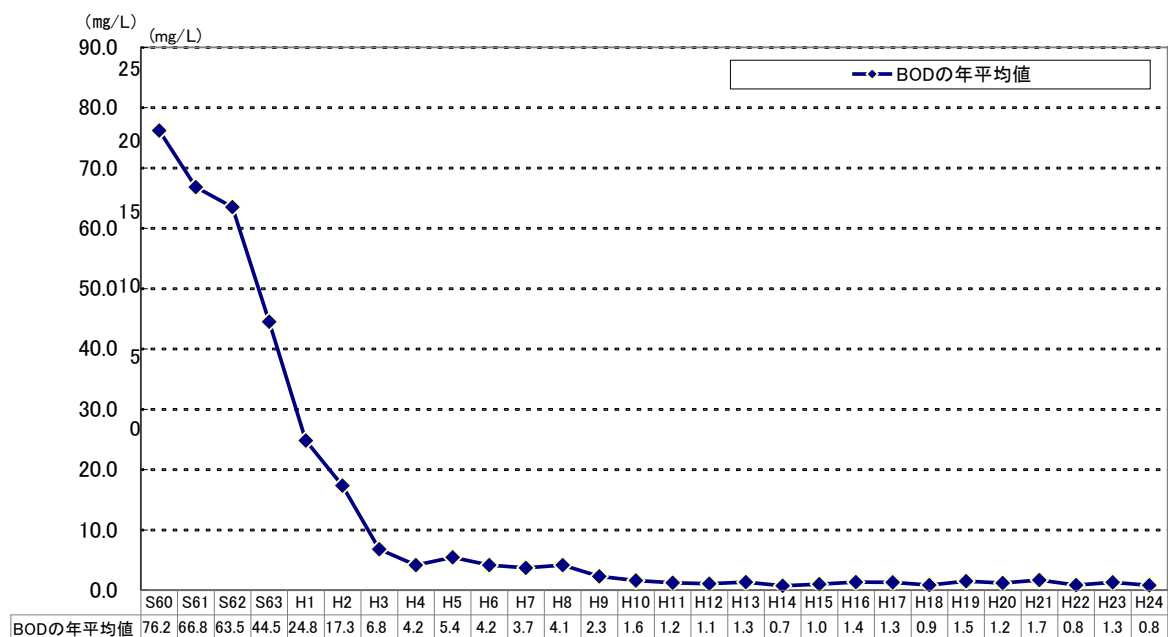
〔現状〕

西東京市では、河川の水質調査を複数の調査箇所でも継続的に実施しています。平成3年以降、石神井川（溜漕橋）の水質（BOD※¹）は、環境基準を達成しています。それ以外の調査箇所については、年変動が大きい状況が続いています。

石神井川は、全体的に汚濁していましたが、生活排水の公共下水道施設の接続が進み、水質は徐々に改善されつつあります。また、市民ボランティアによる清掃なども行われています。近年、東伏見公園付近では河川と公園の一体整備により、親水化や生物多様性等について配慮されており、水辺環境の改善が進められています。

〔課題〕

河川の水質調査や市民への啓発活動の継続実施が必要です。市民団体等との協働により、河川の清掃や多様な生物の生育・生息地の形成に向けた取り組みを進めていくことが課題となっています。また、国や東京都、上流及び下流の近隣自治体等との連携した取り組みも必要です。



資料：西東京市環境白書・環境活動レポート 平成24年版

図14 河川の水質 (BODの年平均値)

※1 BOD：生物化学的酸素要求量。水中の有機物が分解される時に使われる酸素の量で、水質汚濁の指標の1つ。

■安全な交通環境

〔現状〕

西東京市には、道路幅員の狭い箇所が多く存在しています。平成24年に実施した環境に関するアンケート調査では、「歩道のない道路や歩道の狭い道路が多い」「狭い道路に自動車が通り危険を感じる」などの意見が寄せられ、狭幅員の道路に危険を感じている市民が多くいることがうかがえます。

〔課題〕

高齢化が進むなかで、誰もが市内を安全に移動できる交通環境の整備を進める必要があります。また、低炭素社会の実現に向けて、交通渋滞の緩和等の取り組みが必要です。

■まちの美化

〔現状〕

西東京市では、市内一斉清掃やまちの美化と安全を推進する事業、ごみ置き場のパトロール等により、まちの美化に取り組んでいます。しかし、平成24年に行われた環境に関するアンケート調査では、ごみや資源物等のポイ捨てで目立つものとして、「タバコの吸い殻」という意見が最も多く、ポイ捨て・路上喫煙対策の必要性を感じる結果となりました。

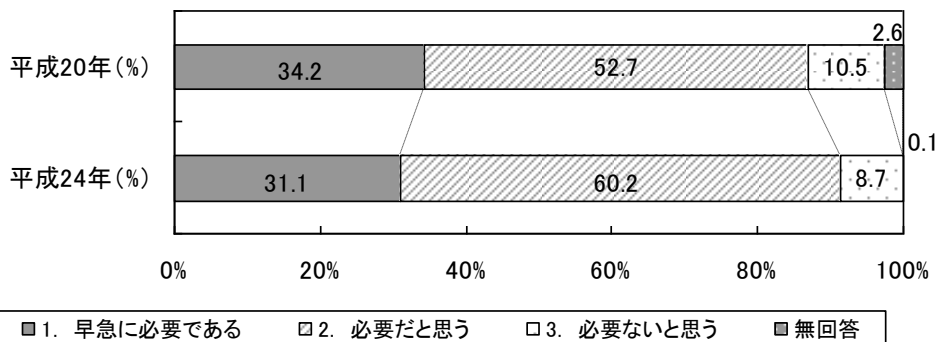
〔課題〕

心地よい環境をつくため、市内の美化活動を強化することが必要です。

環境に関するアンケート調査結果にみる

市民が感じているポイ捨て・路上喫煙対策の必要性

ポイ捨てや路上喫煙の対策が必要であるかについては、「1.早急に必要である」「2.必要だと思う」という回答が9割を超えました。



(4) 地球温暖化対策の推進

■ 温室効果ガス排出量

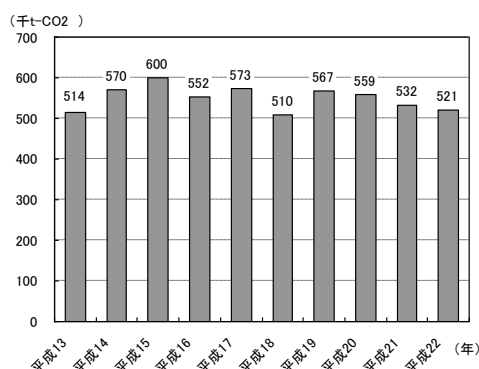
〔現状〕

西東京市では、地球温暖化対策として市民や事業者の地球温暖化対策の普及に向けた啓発や助成を行い、市民・事業者による省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入を進めています。東日本大震災に起因する電力不足を受け、市民や事業者のエネルギーに対する関心が高まっていますが、温室効果ガス排出量は、500千t-CO₂前後で推移しています。部門別の二酸化炭素排出量をみると、民生家庭部門※¹が多く、次いで、民生業務部門※²、運輸部門※³、産業部門※⁴の順となっています。

温室効果ガス排出量の削減に向けて、西東京市では、平成24年度末現在、公共施設20箇所で太陽エネルギーを利用したシステムを取り入れています。また、緑のカーテンを公共施設において率先して実施することにより、市民や事業者へ導入を促しています。

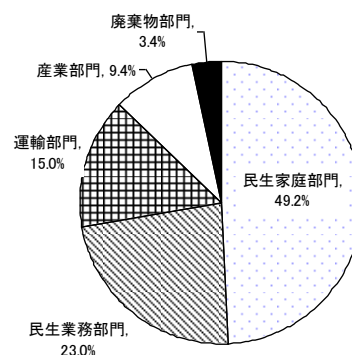
〔課題〕

温室効果ガス排出量の現状を踏まえ、市全体として、地球温暖化対策を進め、低炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進していくことが求められています。また、地球温暖化への適応※⁵についても方策を検討する必要があります。



資料：多摩地域の温室効果ガス排出量（西東京市）

図15 温室効果ガス排出量の推移



資料：多摩地域の温室効果ガス排出量（西東京市）

図16 二酸化炭素排出量の部門別構成比
(平成22年度)

- ※1 民生家庭部門：運輸部門に含まれるものを除く、家庭で直接消費されたエネルギー消費量を計上する部門。
- ※2 民生業務部門：産業部門、運輸部門に含まれない企業・法人が消費したエネルギー消費量を計上する部門。
- ※3 運輸部門：乗用車・バス等の旅客部門と、陸運や海運、航空貨物等の貨物部門に大別される。
- ※4 産業部門：製造業・農林水産業・鉱業・建設業・の合計。
- ※5 適応：地球温暖化対策には大きく分けて、「緩和」と「適応」がある。適応とは、既に起こりうる温暖化の影響に対して自然や人間社会のあり方を調整すること。

■環境マネジメントシステム

〔現状〕

西東京市では、環境マネジメントシステム^{※1}としてエコアクション 21^{※2}を運用しており、職員の省エネルギーと省資源に対する意識の向上や公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めています。また、事業者も環境マネジメントシステムを導入し、事業活動の中で地球温暖化対策や自主的な環境保全に関する取り組みを進めています。

〔課題〕

環境マネジメントシステムの取り組みを広げていくためにその導入を後押しするとともに、導入後のフォローを検討します。

※1 環境マネジメントシステム：組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組む際の工場や事業所内の体制・手続き等を行う仕組み。

※2 エコアクション 21：環境省が定めた環境経営システム・取り組み・報告に関するガイドラインに基づき、取り組みを行う事業者を審査し、認証・登録する制度。事業者の環境への取り組みを推進し、持続可能な経済社会の実現に貢献することを目的としている。環境への負荷の自己チェック、取り組みの自己チェックと環境保全計画の策定及び環境活動レポートの公表をする。

(5) 環境意識の醸成・協働の仕組み

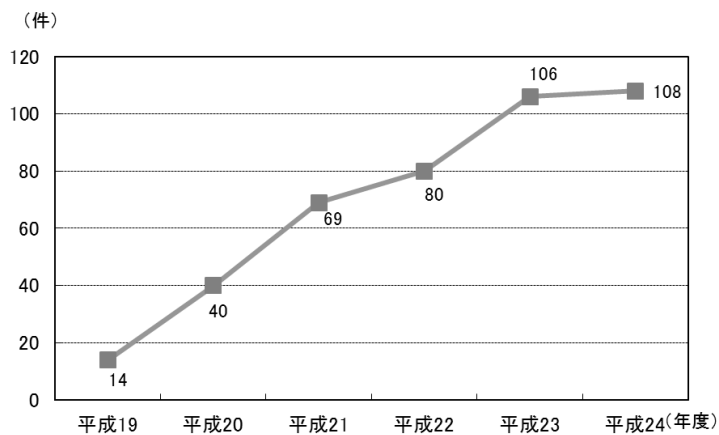
〔現状〕

西東京市では、市民団体と協働で開催する観察会や環境講座が増加しており、参加型・体験型の講座も多く開催されています。なかでもエコプラザ西東京は、環境教育の拠点、環境団体や市民活動の場としての役割を果たしています。エコプラザ西東京では、市の取り組みに加えて国や東京都、市民団体の取り組み等の環境に関する情報を市民や事業者提供しています。

〔課題〕

家庭や職場での小さな行動の積み重ねが、環境の負荷を軽減につながることを知る必要があります。

今後、市民・事業者・行政が協働でみどりの育成や省エネルギー等の環境保全活動を推進し、拡大していく必要があります。また、その取り組みの中で環境分野に関わる人たちが活躍できる場をつくり、活用することも必要です。



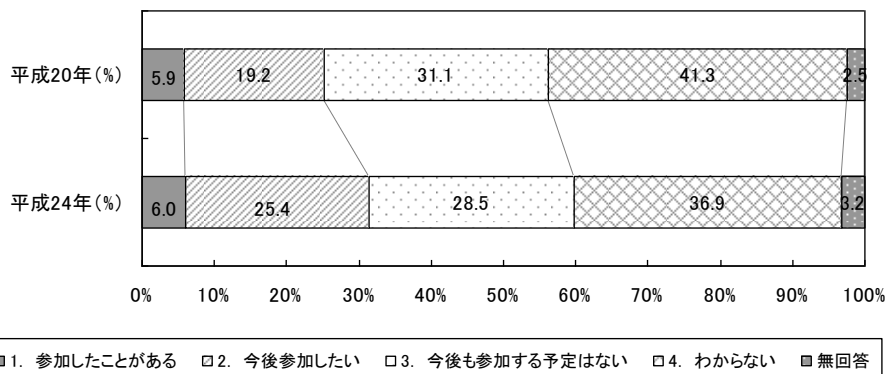
資料：西東京市環境白書・環境活動レポート 平成24年版

図17 西東京市の環境学習事業数の推移

環境に関するアンケート調査結果にみる

環境保全活動への参加経験・参加意欲

環境保全活動に「1. 参加したことがある」は、平成20年の調査と変わらず、6%でしたが、「2. 今後参加したい」は、平成20年の調査から約6ポイント増加しました。

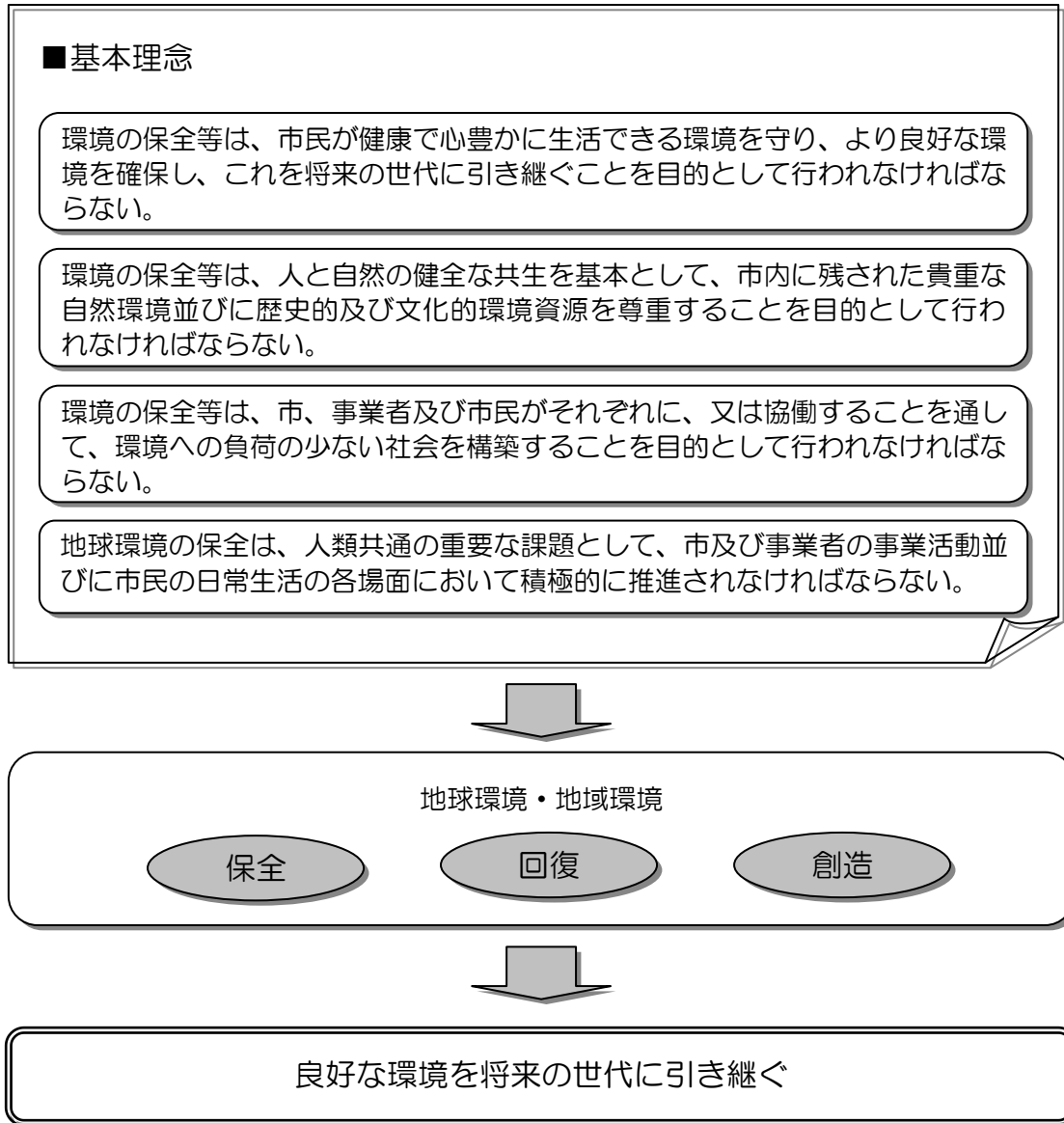


■ 1. 参加したことがある ■ 2. 今後参加したい ■ 3. 今後も参加する予定はない ■ 4. わからない ■ 無回答

第4章 西東京市の環境の将来像

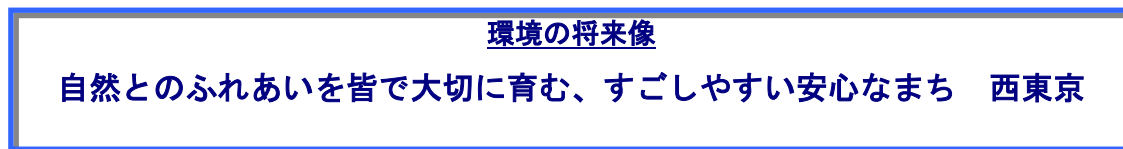
4.1 基本理念

本計画の基本理念は、西東京市環境基本条例第3条の基本理念と共有します。

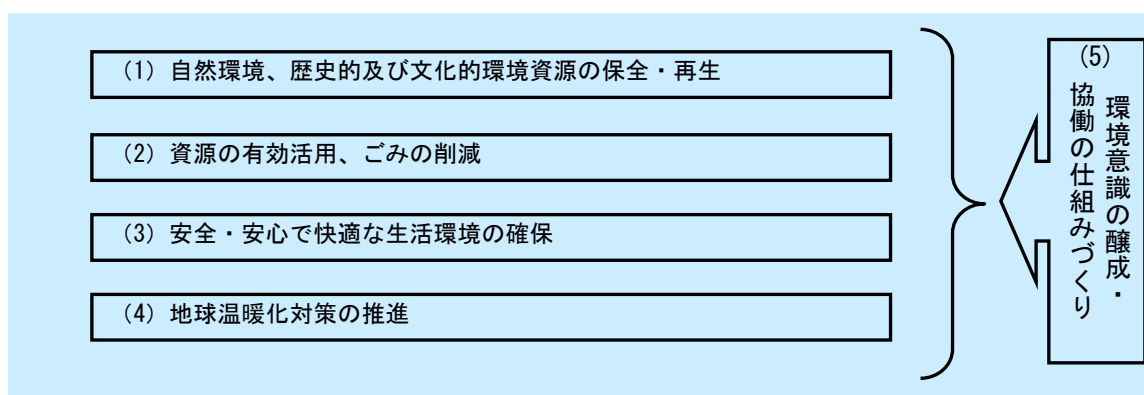


4.2 環境の将来像

西東京市において、環境保全の取り組みを進めていく上で目標とする環境の将来像を設定します。



市民・事業者・行政が西東京市の環境保全に向けて取り組む



● 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・再生

みどりの保全・再生に取り組むとともに、生命に満ちあふれた自然環境を育てるために、生物多様性の保全に取り組み、自然とふれあうことができ、みどりあふれる西東京市を目指します。河川については、水環境の向上を目指し、水にふれあい、水辺の動植物の息吹を感じることができるよう、東京都や近隣自治体等と連携していきます。

また、下野谷遺跡や社寺等の歴史的及び文化的環境資源とともに守られてきた貴重な自然環境も将来世代へ引き継いでいくよう努めます。

● 資源の有効活用、ごみの削減

3Rやごみの適正処理を行い、環境への負荷の低減と資源の有効利用を推進します。また、ごみの発生抑制や資源化の取り組みに一定の成果を挙げている事業者や環境に配慮している事業者の支援や柳泉園組合※1におけるごみの効率的な共同処理等を進めます。

市民・事業者・行政が一体となってごみの削減と資源化を推進し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

※1 柳泉園組合：清瀬市、東久留米市及び西東京市の一般廃棄物を処理する施設等を管理運営している特別地方公共団体です。

● **安全・安心で快適な生活環境の確保**

安全・安心で、快適な生活環境とするために、大気や河川等のモニタリング、交通環境の充実、美しいまちなみの形成、防災対策の推進、事業者への働きかけ等を継続して実施します。また、段差の解消や、電線類地中化等のバリアフリー化を進め、子どもから高齢者まですべての世代に配慮されたまちを目指します。

● **地球温暖化対策の推進**

地球温暖化対策を進めるために、公共施設において省エネルギーと再生可能エネルギーの導入利用、二酸化炭素吸収源としてのみどりの保全や再生等を率先して行います。また、市民や事業者の自主的な取り組みを後押しし、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを進め、低炭素社会の実現を目指します。一方、避けることが困難であると予想される地球温暖化の影響については、適応することを目指します。

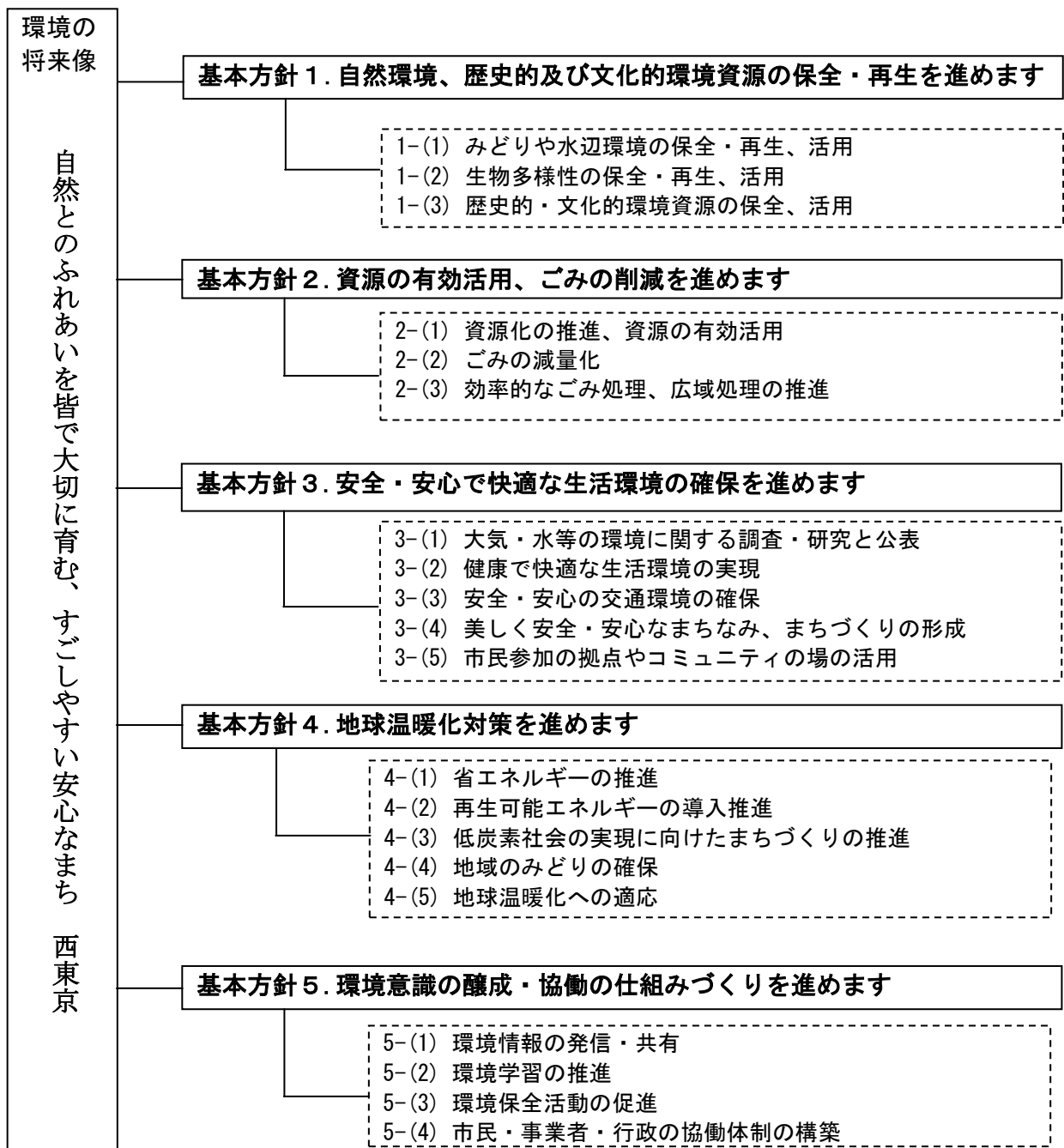
● **環境意識の醸成・協働の仕組みづくり**

環境の将来像を実現するために、市民・事業者・行政のすべての人々の環境に対する意識の向上と自発的な環境保全活動への参加や取り組みが必要となります。そのため、環境に関する情報を発信し、市民や事業者が環境保全活動に参加しやすい環境を提供していきます。さらに、子どもから大人までが気軽に自然に触れたり、楽しみながら環境について学べる機会や情報交換の場、コミュニティの場の拡充を図ります。そして、環境分野に関わる様々な人材を活用するため、個々の能力を發揮できる場を創出していきます。

第5章 将来像を実現するための取り組み

5.1 基本方針と取り組みの方向

本計画では、将来像を実現するための5つの基本方針を設定します。基本方針を実現するために、より具体的な取り組みの方向を示します。さらに、基本方針には、達成状況を把握するための指標を設定し、これに対する目標を設定します。



5.2 取り組み

基本方針 1

自然環境、歴史的及び文化的環境資源の 保全・再生を進めます

●指標及び目標

	環境指標	現状 (平成 24 年度)	目標 (平成 35 年度)
1-1	公園・緑地の面積	246,882 m ²	255,132 m ²
1-2	公園ボランティア数 ^{※1}	726 人	800 人
1-3	郷土資料室の来館者数 ^{※2}	2,311 人	3,000 人

●体系

基本方針 1. 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・再生を進めます

- 1-(1) みどりや水辺環境の保全・再生、活用
- 1-(2) 生物多様性の保全・再生、活用
- 1-(3) 歴史的・文化的環境資源の保全、活用

※1 公園ボランティア数：西東京市が実施している西東京市公園管理協力員の人数。公園管理協力員の活動内容は、①ごみ拾い、落ち葉かき等清掃に関する事。②除草、樹木のせん定その他樹木の維持管理に関する事。③草花の植付けに関する事。④遊具、その他の公園施設の破損等を発見した際の市への連絡に関する事など。

※2 郷土資料室の来館者数：郷土資料室に来館した各年度の延べ人数。

1-(1) みどりや水辺環境の保全・再生、活用

【市の取り組み】

①緑地の保全・再生

- ・ 樹林地の保全・再生のための取り組みを支援します。
- ・ 消失のおそれのある樹林地の保全のための方策を検討します。
- ・ 道路の新規整備、改修等の際、街路樹等を取り入れ、適正な管理を行います。
- ・ 公共施設において、敷地内の緑化、屋上緑化・壁面緑化等を推進します。
- ・ 生垣設置などの取り組みを支援します。
- ・ 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づいた緑地の保全の指導を行います。
- ・ 市民や事業者とともにみどりの保全を進めるための機会を設けます。

②公園、空き地等の活用

- ・ 公園等の公共用地にある花壇の計画・植え付け・管理等の市民の活動を推進します。
- ・ 市民との協働による公園や緑地などの維持・管理を行うため、人材育成を進めます。

③農地の保全

- ・ 環境にやさしい農業の普及を図るための支援を行います。
- ・ 持続可能な農業経営に向けた取り組みを進めます。
- ・ 市民が農業とふれあい、都市農業への理解を深めるための機会を提供します。

④水辺環境の保全・再生

- ・ 河川周辺のごみのポイ捨て防止に関する普及啓発や美化活動を支援します。

⑤水循環の確保

- ・ 家庭での雨水の地下浸透量を増加させるための取り組みを支援します。
- ・ 道路や公共施設において、雨水の地下浸透量を増加させるための取り組みを進めます。
- ・ 公共施設での雨水利用方法について検討します。

⑥みどりや水辺とのふれあいの確保

- ・ 歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを進めます。
- ・ 市民がみどりに親しむ機会の提供を検討します。

【市民の取り組み】

■緑地、水辺の保全・再生のために

- ・ 樹林地の所有者は、樹林地の保全を心がけ、樹林地の管理を適切に行います。
- ・ 緑地や樹林地の管理活動や公園等の管理を行うボランティア活動に参加します。
- ・ 河川の美化活動に参加します。
- ・ 庭に植栽をする等身近なみどりを育てていきます。

■農地の保全のために

- ・ 市内産農産物の消費拡大につながる取り組みに協力します。
- ・ 農業経営に係る理解を深めます。
- ・ 農作業のボランティア活動等に参加します。

■水循環の健全化のために

- ・ 水道水の無駄のない利用を心がけます。
- ・ 風呂の残り湯の活用など、水の再利用を心がけます。
- ・ 雨水の地下浸透量を増加させるための取り組みを行います。

■みどりや水辺とのふれあいの確保のために

- ・ 公園や散歩道を憩いの場として活用します。
- ・ 自然と触れあう活動に参加します。
- ・ 自然環境の現状に関する調査に参加・協力します。

【事業者の取り組み】

■緑地、水辺の保全・再生のために

- ・ 宅地開発等を行う際には、緑地を十分に確保します。
- ・ 緑地、水辺の保全・再生に協力します。
- ・ 緑化や樹林地の管理活動等に協力します。
- ・ 河川の美化活動に参加・協力します。

■農地の保全のために

- ・ 環境に配慮した農業を行います。
- ・ 後継者の育成を図ります。

■水循環の健全化のために

- ・ 水道水の無駄のない利用を心がけます。
- ・ 雨水貯留浸透施設の設置を検討します。

■みどりや水辺とのふれあいの確保のために

- ・ 事業所内において、植栽や生物の生息・生育環境に配慮します。
- ・ 体験型農園の開設等により、農地の活用を図ります。
- ・ 事業所内の緑地を市民へ開放することを検討します。

1-(2) 生物多様性の保全・再生、活用

【市の取り組み】

①生物多様性の現状把握

- ・西東京市の生物多様性の現状を把握するための調査について検討します。

②生物多様性の保全・再生

- ・生物の生育・生息環境の保全に配慮した公園の維持管理を行います。
- ・街路樹として、武蔵野在来の樹種（郷土樹種）の利用等を検討します。
- ・野生生物の生息基盤にも着目し、緑地がつながりを持って保存されるよう保全対策を実施します。

③生物多様性に関する情報の発信

- ・市民・事業者に対して、生物多様性に関する意識啓発を行います。

④外来種対策の推進

- ・外来種に関する情報の発信、栽培や飼育の際の留意点等の周知を行います。

【市民の取り組み】

■多様な生物を守るために

- ・自然環境の現状に関する調査に協力します。
- ・生物の生育・生息環境の保全に配慮します。
- ・野生生物の生育・生息地の保全活動に協力します。
- ・生き物を飼育する場合は、適正な飼育を行います。

■生物多様性の持続可能な利用のために

- ・緑地の保全に協力します。
- ・みどりや市内産農産物等の地域の恵みを持続的に利用するための取り組みに協力します。

【事業者の取り組み】

■多様な生物を守るために

- ・野生生物の生育・生息環境に配慮した事業を行います。
- ・野生生物の生育・生息地の保全活動に協力します。
- ・事業所の敷地内の緑化や集合住宅等の屋上緑化を検討します。
- ・事業所内の植木等の管理を適切に行います。

■生物多様性の持続可能な利用のために

- ・市が行う「地産地消」に係る取り組み等の地域資源のPRに協力します。
- ・地域の恵みを持続的に利用するための取り組みに協力します。

1-(3) 歴史的・文化的環境資源の保全、活用

【市の取り組み】

①歴史的・文化的環境資源の保全

- ・ 西東京市の自然の中で歴史を刻み続けてきた寺社や遺跡などの文化財の保存や復元に努めます。
- ・ 農具等の文化財資料の収集・整理・公開に努めます。

②歴史的・文化的環境資源の活用

- ・ 西東京市の自然の中で歴史を刻み続けてきた寺社や遺跡などの文化財に親しむ機会を提供します。

【市民の取り組み】

■歴史的・文化的環境資源を守るために

- ・ 郷土の歴史に興味を持ち、文化財を守っていくことを心がけます。
- ・ 所有している歴史的・文化的資源の保全に努めます。
- ・ 郷土の歴史を学び、文化に親しみます。

【事業者の取り組み】

■歴史的・文化的環境資源を守るために

- ・ 文化財の保全に協力します。
- ・ 所有している歴史的・文化的資源の保全に努めます。

資源の有効活用、ごみの削減を進めます

●指標及び目標

	環境指標	現状 (平成24年度)	目標 ^{※1} (平成33年度)
2-1	家庭ごみ原単位 ^{※2}	382 g / 人・日	347 g / 人・日
2-2	ごみ排出量 ^{※3}	34,373 t / 年	31,053 t / 年
2-3	資源化率 ^{※4}	33.0%	37.1%

●体系

基本方針2. 資源の有効活用、ごみの削減を進めます

- 2-(1) 資源化の推進、資源の有効活用
- 2-(2) ごみの減量化
- 2-(3) 効率的なごみ処理、広域処理の推進

※1 目標：平成24年3月策定の西東京市一般廃棄物処理基本計画（計画期間平成24年度～平成33年度）

※2 家庭ごみ原単位：家庭から排出される、1人1日当たりの平均ごみ量（可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+有害ごみ）

※3 ごみ排出量：家庭から排出されるごみと、柳泉園組合へ搬入されるごみ量の合計（家庭ごみ+自己搬入可燃ごみ）

※4 資源化率：（分別回収資源物排出量+集団回収資源物排出量） / （資源ごみ排出量+ごみ排出量）

2-(1) 資源化の推進、資源の有効活用

【市の取り組み】

①再利用の促進

- ・ 不用品の交換やフリーマーケットの取り組み等を推進します。
- ・ マイカップ、マイ箸、マイ容器の利用を促進します。
- ・ イベント等におけるリユース食器の利用を普及啓発します。

②資源化の推進

- ・ 市民団体や自治会、集合住宅等による資源物の集団回収活動を継続して実施します。
- ・ 焼却灰のエコセメント化事業を推進します。
- ・ 分別品目等の検討を行います。
- ・ 使用済小型電子機器等^{※1}（以下、「小型家電）」という)の再資源化を進めます。

【市民の取り組み】

■製品の再利用を進めるために

- ・ リサイクルショップの活用やフリーマーケットへの出品等を考えます。
- ・ 中古品やリサイクル製品の利用等により製品の再利用を心がけます。

■資源化を進めるために

- ・ ごみの分別に努めます。
- ・ 市民団体や自治会、集合住宅単位等での資源物集団回収に協力します。
- ・ 資源化が可能な製品の購入等に努めます。

【事業者の取り組み】

■資源化を進めるために

- ・ ごみの分別に努めます。
- ・ 廃棄物は可能な限り再資源化を進めます。
- ・ 再資源化しやすい製品の製造、販売に協力します。
- ・ グリーン購入^{※2}に協力します。

※1 使用済小型電子機器等（小型家電）：小型家電リサイクル法の対象品目であり、掃除機、炊飯器、ドライヤー、DVDプレーヤー、デジタルカメラ、時計、電子辞書等がある。

※2 グリーン購入：ものを購入する際に、必要かどうかを考えて、必要なときは環境のことを考えて、環境負荷が可能な限り小さなものを買うこと。

2-(2) ごみの減量化

【市の取り組み】

①ごみ減量の取り組みの推進

- ・ 家庭から排出されるごみの減量のための取り組みを周知します。
- ・ 生ごみ減量化処理機器の購入の助成や貸出制度等の取り組みを継続します。
- ・ ごみ排出量、処理費、市民意識等の変化を分析・検証します。

②市民・事業者・行政の協働によるごみ減量の推進

- ・ 事業系一般廃棄物の削減に向けて、事業者への減量化・資源化・指導を行うとともに、処理手数料の見直しについて、柳泉園組合と清瀬市、東久留米市と連携して検討します。
- ・ 市民・事業者・行政の協働による廃棄物減量のための取り組みを拡充します。

【市民の取り組み】

■ごみ減量を進めるために

- ・ 必要なものを必要な分だけ購入します。
- ・ マイバッグの持参を心がけます。
- ・ 家具類の買い替えの際はリユース品の購入を検討します。
- ・ ごみの減量を考えた暮らし方を心がけます。

【事業者の取り組み】

■ごみ減量を進めるために

- ・ 過剰包装の廃止、ごみ減量に貢献するような商品の製造や販売方法の実践を図ります。
- ・ 消費者に対してごみ減量を促す取り組みを検討します。
- ・ 長く使える商品の製造、販売に努めます。
- ・ 家電製品等の耐久消費材の修理サービス等を検討します。

2-(3) 効率的なごみ処理、広域処理の推進

【市の取り組み】

①効率的なごみ処理のための情報収集、情報発信

- ・ごみ排出ルールの徹底に向けて、市民への啓発を行います。
- ・ごみの発生抑制や資源化を促進する方法について調査・検討します。
- ・ごみ減量の重要性や減量のための方法等に関する講習会を行います。
- ・ごみ減量に関する事業者の意識啓発に取り組みます。

②効率的なごみ処理の推進

- ・収集・運搬車両台数の見直しや車両の新規導入時の低公害車の利用等を推進します。

③広域処理の推進

- ・広域的に実施する取り組みを、関連機関等と協力して進めます。

【市民の取り組み】

■効率的なごみ処理のために

- ・ごみ処理について関心を持ち、理解を深めます。
- ・ごみの分別・排出は、市のルールにより適切に行います。
- ・生ごみ堆肥化機器の設置等により生ごみや剪定枝等の減量化に配慮します。

【事業者の取り組み】

■効率的なごみ処理のために

- ・ごみの分別・排出・処理を適切に行います。
- ・産業廃棄物の処分は最終処分されるまで管理します。
- ・生ごみや剪定枝等の堆肥化处理等の環境に配慮した取り組みを進めます。

安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます

●指標及び目標

	環境指標	現状 (平成24年度)	目標 (平成35年度)
3-1	大気 環境基準の達成状況	二酸化窒素…3/3 浮遊粒子状物質…3/3 光化学オキシダント…0/1 (達成地点/測定地点)	二酸化窒素…3/3 浮遊粒子状物質…3/3 光化学オキシダント…1/1 (達成地点/測定地点)
3-2	河川の水質の環境基準 の達成状況	BOD…0.6 (mg/L) (石神井川溜淵橋)	環境基準以下を維持 (BOD…5mg/L以下※1)
3-3	自動車騒音の 環境基準の達成状況	昼間…90% 夜間…96%	昼間…100% 夜間…100%

●体系

基本方針3. 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます

- 3-(1) 大気・水等の環境に関する調査・研究と公表
- 3-(2) 健康で快適な生活環境の実現
- 3-(3) 安全・安心の交通環境の確保
- 3-(4) 美しく安全・安心なまちなみ、まちづくりの形成
- 3-(5) 市民参加の拠点やコミュニティの場の活用

※1 石神井川はC類型の河川であり、BODの環境基準は5mg/Lである。

3-(1) 大気・水等の環境に関する調査・研究と公表

【市の取り組み】

①大気・水等の環境に関する調査・研究の推進

- ・ 大気や水、騒音、土壌、空間放射線量等の現状を継続的にモニタリングします。
- ・ 国や東京都等で行われているPM_{2.5}等の環境調査の情報を収集、公表します。
- ・ 環境の状況に応じて国や東京都と連携して被害の防止に向けた対応を行います。
- ・ 市民との協働を進めるため、市民ボランティアやNPO等と連携した環境調査等を行います。

②大気・水等の環境に関する情報の公表

- ・ 市が行っている環境測定の結果を市のホームページや広報等で公表します。

【市民の取り組み】

■大気・水等の環境に関する状況を把握するために

- ・ 大気や水、土壌等の調査に協力します。
- ・ 調査結果を市に提供する等の環境に関する情報の共有に協力します。

【事業者の取り組み】

■大気・水等の環境に関する状況を把握するために

- ・ 工場等の排煙や排水等の適正処理について、自主的に検査を行います。
- ・ 事業活動における公害対策や環境負荷の状況等の情報の共有化に協力します。

3-(2) 健康で快適な生活環境の実現

【市の取り組み】

①大気・水等の環境の改善

- ・ 自動車利用の抑制、低公害車の普及を促進します。
- ・ 公共下水道への接続について、市民や事業者呼びかけます。
- ・ 公害問題が発生した際には、関係機関との協力等により解決を図ります。
- ・ ディーゼル車規制や土壌汚染対策等の環境汚染対策を推進します。
- ・ 雨水流出抑制指導や雨水浸透施設設置に対する助成事業を推進します。

②ヒートアイランド現象への対策

- ・ ヒートアイランド現象の発生状況について、関係機関の測定データや研究成果等を収集します。
- ・ 緑地の保全、公共施設の屋上緑化、学校での緑のカーテンの設置等、省エネルギー化を推進します。

【市民の取り組み】

■大気・水等の環境の改善のために

- ・ アイドリングストップや低公害車の利用等に努めます。
- ・ 公共交通機関の利用を心がけます。
- ・ 殺虫剤、除草剤の過剰使用等を控えます。
- ・ 廃油等を排水口から流さないようにします。
- ・ 騒音等で、近隣に迷惑をかけるような行動を慎みます。

■ヒートアイランド現象の改善のために

- ・ 家庭でできる省エネルギーの取り組みを進めます。
- ・ 自宅の植栽、緑のカーテンの設置等のみどりを増やす取り組みに参加します。
- ・ 市内の緑地の保全活動に協力・参加します。

【事業者の取り組み】

■大気・水等の環境の改善のために

- ・ 環境に配慮した運転マナーの徹底、低公害車の導入等に努めます。
- ・ 業務における自動車利用を控えます。
- ・ 工場や事業場からの排出ガスや排水の処理を適切に行い、公害の発生防止に努めます。
- ・ 事業活動や建設工事等では、騒音・振動対策を十分に行います。
- ・ 化学物質の使用、排出、廃棄等については、環境に負荷を与えないように努めます。
- ・ 有害物質等が土壌に浸透しないような対策を行います。

■ヒートアイランド現象の改善のために

- ・ 事業活動において、省エネルギーに協力します。
- ・ 事業所の敷地内の緑化、緑のカーテンの設置等を検討します。
- ・ 市内の緑地の保全活動に協力・参加します。

3-(3) 安全・安心の交通環境の確保

【市の取り組み】

①道路交通の円滑化

- ・都市計画道路を中心として、幹線道路の整備を進めます。
- ・車や歩行者がスムーズに通行できるよう、鉄道の連続立体交差化を関係行政機関に要請します。
- ・幹線道路の交差点等の交通渋滞の多発する地点では、関係機関と連携し、有効な対策を検討します。

②公共交通システムの充実

- ・コミュニティバス（はなバス）は、経路や便数等の検証を踏まえ、適切な運行を行います。
- ・公共交通機関等の利用を増やすよう、市民や事業者に働きかけます。
- ・ユニバーサルデザイン^{※1}タクシーの導入支援方策を検討します。

③歩行者・自転車の利用環境の整備

- ・歩車道の分離や踏切道拡幅、歩道の拡幅化などの調査・研究及び計画的な整備を進めます。
- ・歩きやすく、自転車を利用しやすい環境の整備を行います。
- ・ゆとりある歩道や植栽帯の確保等の環境配慮を東京都や近隣自治体等と連携しながら進めます。
- ・ユニバーサルデザインの観点からの整備や歩車道の段差解消、電線の地中化を関係機関と連携しながら進めます。
- ・交通危険箇所を把握するとともに、危険箇所の局所改修や、カーブミラー等の道路安全施設の整備を充実します。

【市民の取り組み】

■安全・安心の交通環境の確保のために

- ・交通ルールを守ります。
- ・徒歩や自転車、バス、電車等公共交通機関の利用を心がけます。

【事業者の取り組み】

■安全・安心の交通環境の確保のために

- ・交通ルールを守ります。
- ・徒歩や自転車、バス、電車等公共交通機関の利用を心がけます。

※1 ユニバーサルデザイン:年齢、性別、身体的状況などの違いに関係なく、誰もが利用しやすい製品や環境などのデザイン。

3-(4) 美しく安全・安心なまちなみ、まちづくりの形成

【市の取り組み】

①美しいまちなみの形成

- ・ 屋外広告物、看板等について、周辺景観と調和するよう協力を要請します。
- ・ 屋敷林や水辺等の自然的景観や寺社等の歴史的景観の保全を図ります。

②市内美化の推進

- ・ 市民の美化活動を支援します。
- ・ ポイ捨てや路上喫煙対策、路上の清掃等により、まちの美化を推進します。
- ・ 事業者や市民に対してごみ排出ルールに関する周知を徹底します。

③誰もが利用しやすいまちづくり

- ・ バリアフリーな空間整備やユニバーサルデザインの導入を進めます。
- ・ 都市基盤の計画的な更新や長寿命化対策について検討します。

【市民の取り組み】

■美しいまちなみを守るために

- ・ ごみの廃棄ルールを守ります。
- ・ ペットのふんを持ち帰ります。
- ・ 地域の美化活動に参加します。

■美しいまちなみをつくるために

- ・ 庭やベランダの緑化、ブロック塀の生垣化を検討します。

【事業者の取り組み】

■美しいまちなみを守るために

- ・ ごみは適切に処理します。
- ・ 屋外広告物や看板は規則に従い、まちなみに配慮した設置に努めます。
- ・ 過度な夜間照明を控えます。
- ・ 事業所周辺等の美化活動を行います。
- ・ 事業所を建設する際には、周辺の景観と調和に配慮します。

■美しいまちなみをつくるために

- ・ 事業所の緑化により、みどり豊かなまちなみ形成に貢献します。

3-(5) 市民参加の拠点やコミュニティの場の活用

【市の取り組み】

①市民参加の拠点づくり

- ・ 環境情報の集約、市民活動の拠点づくりに努めます。
- ・ 環境学習・教育の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、エコプラザ西東京の充実を図ります。

②コミュニティの場の活用

- ・ 市民・事業者・行政の協働事業等を検討します。

【市民の取り組み】

■コミュニティの場を発展させるために

- ・ 環境保全活動に参加します。
- ・ 環境保全活動を公表します。

【事業者の取り組み】

■コミュニティの場を発展させるために

- ・ 環境保全活動に参加します。
- ・ 環境保全活動の状況を公表します。

地球温暖化対策を進めます

●指標及び目標

	環境指標	現状 (平成 24 年度)	目標 (平成 35 年度)
4-1	市内のエネルギー使用量	・電気 643GWh/年 ・ガス 4,616 万m ³	・電気 579GWh/年 ・ガス 4,154 万m ³
4-2	住宅用太陽光発電設備の設置数※ ¹	965 軒	1,300 軒
4-3	市内の環境マネジメントシステム 認証取得の事業者数※ ²	34 社	50 社

●体系

基本方針 4. 地球温暖化対策を進めます

- 4-(1) 省エネルギーの推進
- 4-(2) 再生可能エネルギーの導入推進
- 4-(3) 低炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進
- 4-(4) 地域のみどりの確保
- 4-(5) 地球温暖化への適応

※1 住宅用太陽光発電設備の設置数：電力会社と売電契約を行っている軒数。(東京電力資料)

※2 市内の環境マネジメントシステム認証取得の事業者数：ISO14001、エコアクション 21、エコステージ、グリーン経営認証登録の事業者数。

4-(1) 省エネルギーの推進

【市の取り組み】

①省エネルギーに関する情報の発信

- ・ 家庭でできる省エネルギーの方法等を発信します。
- ・ 事業所における省エネルギー活動の実施を啓発します。
- ・ 関係機関と連携し、自家用車や営業用車におけるエコドライブを普及啓発します。

②省エネルギーに関する取り組みの促進

- ・ 公共施設の新設、改修時において、省エネルギー機器の導入を進めます。
- ・ 公共施設におけるエネルギー使用量の見える化を検討します。

【市民の取り組み】

■省エネルギーに関する取り組みを進めるために

- ・ 家庭でできる省エネルギーの取り組みを進めます。
- ・ 電気製品の購入の際は、省エネルギー機器の選択を考えます。
- ・ 二重サッシ、断熱材等の導入、遮熱塗料の利用等により住宅の省エネルギー化を考えます。

【事業者の取り組み】

■省エネルギーに関する取り組みを進めるために

- ・ 事業者としてできる省エネルギーの取り組みを進めます。
- ・ 電気製品の購入の際は、省エネルギー機器の選択を検討します。
- ・ 二重サッシ、断熱材等の導入、遮熱塗料の利用等により建築物の省エネルギー化を検討します。

■省エネルギーに関する取り組みを促すために

- ・ 事業活動の中に、省エネルギーの視点を取り込みます。

4-(2) 再生可能エネルギーの導入推進

【市の取り組み】

①再生可能エネルギーに関する情報の発信

- ・ 市民や事業者に対して導入補助や導入による効果等に関する情報を提供します。

②再生可能エネルギーに関する取り組みの促進

- ・ 再生可能エネルギー機器の設置を支援します。
- ・ 公共施設における太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入等を進めます。

【市民の取り組み】

■再生可能エネルギーに関する取り組みの促進

- ・ 太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入を検討します。

【事業者の取り組み】

■再生可能エネルギーに関する取り組みの促進

- ・ 太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギー機器の導入を検討します。

4-(3) 低炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進

【市の取り組み】

①地域での取り組みの推進

- ・ 太陽光利用や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生住宅等の普及を図ります。
- ・ 3Rを推進し、ごみの排出とその焼却による二酸化炭素排出量の削減を図ります。
- ・ 市内産農産物や国内産農産物の選択・利用を普及啓発し、食物の輸送に係るエネルギー消費の削減を図ります。
- ・ 近隣自治体等と連携して地球温暖化対策を推進します。

②エネルギーの見える化の推進

- ・ エネルギーや二酸化炭素排出量を見える化して公表します。

③公共交通利用の促進

- ・ 公共交通機関の充実、自転車の利用環境の向上により、移動手段を自動車から公共交通機関や自転車へ転換することを促進します。

④低公害車の普及促進

- ・ 東京都環境局と連携し、自動車の買い替え時に役立つ情報提供を行います。

【市民の取り組み】

■日常生活からの温室効果ガスの排出を抑制するために

- ・ 太陽光利用や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生住宅の建築等を考えます。
- ・ ごみの減量、再使用、資源化を心がけます。
- ・ 市内産農産物や国内産農産物を選択・利用します。
- ・ エネルギーの使用量を把握し、エネルギー使用量の削減に努めます。

■自動車からの温室効果ガスの排出を抑制するために

- ・ 自動車の利用を控え、自転車、バス、鉄道等の利用を心がけます。
- ・ 自動車の買い換えの際は、低公害車を選びます。

【事業者の取り組み】

■事業活動からの温室効果ガスの排出を抑制するために

- ・ 太陽光利用や雨水の循環利用、地上部や屋上・壁面の緑化、環境に配慮した環境共生型施設の建築等を考えます。
- ・ ごみの減量、再使用、資源化を心がけます。
- ・ 市内産農産物や国内産農産物を選択・利用します。

■自動車からの温室効果ガスの排出を抑制するために

- ・ 外出の際は、自動車の利用を控え、自転車やバス、鉄道等の利用を心がけます。
- ・ 自動車の買い換えの際は、低公害車の選択を検討します。

4-(4) 地域のみどりの確保

【市の取り組み】

①地域のみどりの保全・創出

- ・ 二酸化炭素の吸収源となる樹林地・樹木、農地等のみどりを保全します。
- ・ 道路の新規整備、改修等の際、街路樹等を取り入れ、適正な管理を行います。
- ・ 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づいた緑地の保全・創出の指導を行います。

【市民の取り組み】

■二酸化炭素吸収源となるみどりを守り、増やすために

- ・ 所有している樹林地・樹木の保全に協力します。
- ・ 樹林地・樹木、農地等を保全する活動に協力・参加します。

【事業者の取り組み】

■二酸化炭素吸収源となるみどりを守り、増やすために

- ・ 所有している樹林地・樹木、農地等の保全に協力します。
- ・ 開発を行う際は、樹林地・樹木、農地等の市内のみどりの保全に配慮します。
- ・ 樹林地・樹木、農地等を保全する活動に協力・参加します。

4-(5) 地球温暖化への適応

【市の取り組み】

①地球温暖化への適応

- ・ 異常気象に適応するため、雨水幹線の整備等を進めます。
- ・ 雨水貯留の推進により、水の有効利用を図ります。
- ・ 省エネルギーの取り組みや緑のカーテンづくり等ヒートアイランド対策を促進します。
- ・ 公共施設での屋上・壁面の緑化等に努めます。

【市民の取り組み】

■地球温暖化に適応するために

- ・ 市が進める災害に強いまちづくりに協力します。
- ・ 防災に関する情報を収集し、活用します。
- ・ 雨水を活用した打ち水や緑のカーテンづくり等ヒートアイランド対策に取り組みます。
- ・ 屋上緑化や敷地内緑化等に努めます。

【事業者の取り組み】

■地球温暖化に適応するために

- ・ 雨水貯留の推進により、水の有効利用を図ります。
- ・ 浸水被害を最小限にとどめる家づくり等の技術を開発・研究します。
- ・ 市が進める災害に強いまちづくりに協力します。
- ・ 防災に関する情報を収集し、従業員に周知します。
- ・ 関連する法律や条例等を守り、地球温暖化対策に努めます。
- ・ 屋上緑化や敷地内緑化等に努めます。

環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

●指標及び目標

	環境指標	現状 (平成 24 年度)	目標 (平成 35 年度)
5-1	環境学習事業数	108 事業	140 事業
5-2	環境学習講座への参加者数 ^{※1}	1,203 人	1,500 人
5-3	地域での環境保全活動に参加したことがある市民の割合 ^{※2}	6 %	10%

●体系

基本方針5. 環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

- 5-(1) 環境情報の発信・共有
- 5-(2) 環境学習の推進
- 5-(3) 環境保全活動の促進
- 5-(4) 市民・事業者・行政の協働体制の構築

※1 環境学習講座への参加者数：エコプラザ西東京で開催している環境講座の参加者数。

※2 地域での環境保全活動に参加したことがある市民の割合：環境に関するアンケート調査結果。

5-(1) 環境情報の発信・共有

【市の取り組み】

① 環境情報の発信

- ・市を取り巻く環境の状況を公表します。
- ・国や東京都の支援等の情報を提供します。
- ・環境情報を幅広く市民に提供するイベントや講座を開催します。

② 環境情報の共有

- ・市民からの情報を受信し双方向の情報共有を目指します。
- ・地域の環境学習、環境保全活動事例を公表します。

【市民の取り組み】

■環境に関する情報を活用するために

- ・環境の状況に関心を持ちます。
- ・環境情報を収集します。
- ・環境に関するイベントや学習の場に参加します。
- ・環境保全活動を発表し、活動の拡大を目指します。

【事業者の取り組み】

■環境に関する情報を活用するために

- ・環境イベントや環境学習に協力します。
- ・事業の環境情報や環境保全活動を公表します。
- ・他事業者や市民と環境情報を共有します。

5-(2) 環境学習の推進

【市の取り組み】

①子どもたちに対する環境教育の充実

- ・ 環境学習の内容や教材の充実に努めます。
- ・ 教育機関と連携を図りながら、学校教育における環境に関する様々な取り組みを実践します。

②市民に対する環境教育の充実

- ・ 環境にやさしい行動の実践を促す環境学習の機会の創出に努めます。
- ・ 環境学習の内容の充実に努めます。

③事業者に対する環境教育の充実

- ・ 環境保全に役立つ情報を提供します。

【市民の取り組み】

■環境保全に関する知識を得るために

- ・ 身近な環境に興味を持ち、できることから環境保全活動に取り組みます。
- ・ 環境に関する市民講座やイベント等に参加します。
- ・ 身近な自然環境を、環境学習・教育の場として活用します。

【事業者の取り組み】

■環境保全に関する知識を得るために

- ・ 環境保全の取り組みを環境学習・教育の場で伝えます。
- ・ 従業員に対する環境教育を実施します。

5-(3) 環境保全活動の促進

【市の取り組み】

①環境保全活動への参加機会の創出

- ・ 環境保全活動への市民の参加意識を高める啓発を進めます。
- ・ 子どもから大人までが参加可能な環境保全活動の機会の充実を目指します。

②環境保全活動への支援

- ・ 市民団体による環境保全活動の実態を把握し、その活動を支援します。

③環境保全活動を担う人材等の育成

- ・ 市民への環境学習や環境保全活動に関わる人材の育成に取り組みます。

④環境保全活動等を担う人材の活用

- ・ 環境に関する専門家や環境学習の指導ができる市民や団体等の情報を整理し、その活用を図ります。
- ・ 環境保全に関する活動状況を周知します。
- ・ 環境分野に関わる人材が活躍できる場の充実を図ります。

【市民の取り組み】

■環境保全活動への参加を増やすために

- ・ ボランティアに参加する等の環境保全活動に協力します。

■環境保全活動を担う人材となるために

- ・ 環境保全に関する市民活動や環境学習、市の環境リーダー養成講座等に参加します。

【事業者の取り組み】

■環境保全活動を支援するために

- ・ 地域の環境保全活動に協力・参加します。
- ・ 環境保全に貢献する事業等の実施を検討します。

■環境保全活動を担う人材の育成のために

- ・ 従業員に環境保全活動への参加を呼びかけます。

5-(4) 市民・事業者・行政の協働体制の構築

【市の取り組み】

①市民・事業者・行政の協働の仕組みづくり

- ・環境保全に関する市民・事業者・行政の協働のための新しい仕組みとして、環境保全推進協議会を設立します。
- ・環境保全に関する市民・事業者・行政の情報交換の場として、環境学習・情報ネットワークの整備を検討します。

②広域的な連携の推進

- ・広域的に対応すべき課題について、国・東京都及び関連自治体と連携して取り組みます。
- ・広域的な自治体間の連携を深めるため、環境自治体会議等への参加を検討します。

【市民の取り組み】

■市民・事業者・行政の協働での環境保全活動を進めるために

- ・環境保全のための取り組みに協力します。
- ・事業者や行政とともに、環境保全活動に取り組みます。
- ・環境保全団体は、活動を進めていく上で、団体相互や事業者、行政等との連携を図ります。

【事業者の取り組み】

■市民・事業者・行政の協働での環境保全活動を進めるために

- ・環境保全のための取り組みに協力します。
- ・市民や行政とともに、環境保全活動に取り組みます。
- ・事業者同士のつながりを構築し、環境情報の交換等を行います。

第6章 重点プロジェクト

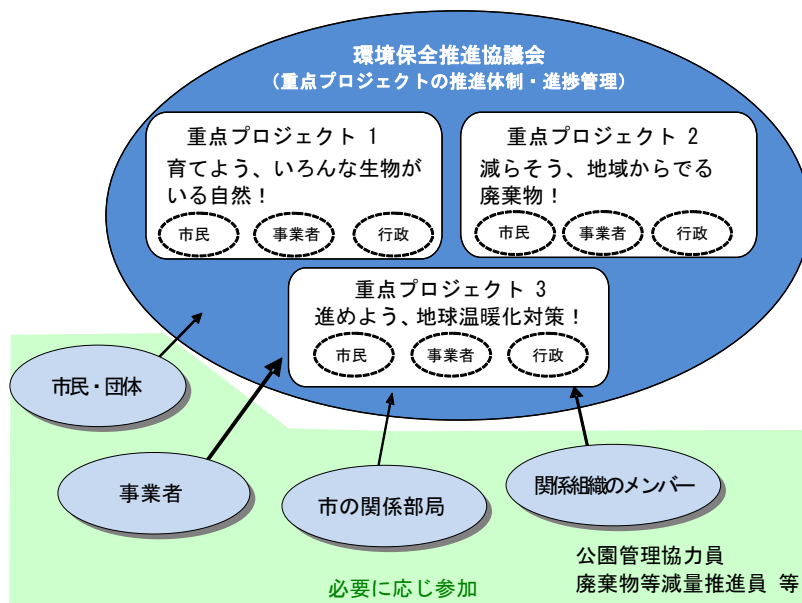
6.1 重点プロジェクトの位置づけ

環境の将来像を実現するため、第5章の基本方針とその取り組みの方向に基づいた施策を進めます。本計画の取り組みの実効性を高めるため、5つの基本方針の中でも「基本方針1 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・再生」、「基本方針2 資源の有効活用、ごみの削減」、「基本方針4 地球温暖化対策」に関する取り組みについて、優先的に進める必要がある取り組みを抽出し、重点プロジェクトに設定しました。

環境の改善には、多様な主体がそれぞれの立場で取り組みを進めていくことが必要であることから、その基盤として重点プロジェクトを多様な主体が協働で取り組みます。また、重点プロジェクトは、優先的に取り組み、概ね5年以内に一定の成果を挙げることを目指します。そのため、毎年進捗状況を把握、評価し、5年後に次の重点プロジェクトを設定します。

6.2 重点プロジェクトの推進体制

重点プロジェクトの進捗状況を一元管理するため、環境保全推進協議会を設置します。環境保全推進協議会では、重点プロジェクトごとに作業部会を設け、目標と進捗状況を示す取り組みの指標やスケジュール等を設定し、PDCA（計画、実行、点検・評価、見直し）サイクルにより、継続的に改善活動を実施します。



6.3 重点プロジェクトで目指すテーマ

重点プロジェクトで目指すテーマは、5つの基本方針の中から西東京市の環境の状況や課題を踏まえ、次の3つに絞りました。

重点プロジェクト1：育てよう、いろんな生物がいる自然！

みどりや水辺を含む自然は、多様な生物の生育・生息の場であり、農業生産の場や市民の憩いの場等であります。西東京市のみどりは減少傾向にあり、多様な生物が生育・生息する自然は少なくなっています。

重点プロジェクト1では、基本方針1が示す自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・再生を進めるための取り組みとして、西東京市の自然を守り、育て、将来の世代へ引き継いでいくことを目指します。

【重点プロジェクト1の目指すテーマ】

- ・みどりを守り、育て、再生していくことを目指す。
- ・河川の水質改善、水辺の環境整備を進める。
- ・様々な生物やその生育・生息の場である水とみどりを身近に感じ体験する機会を増やす。
- ・市民が自然環境を満喫して散策できるように案内板設置や散策ルート紹介等により、自然に触れやすい仕組みづくりを目指す。
- ・剪定や除草等においては、景観や生物多様性にも配慮する。
- ・農地、雑木林、屋敷林等の武蔵野の景観を将来の世代へ引き継いでいく。

重点プロジェクト2：減らそう、地域からでる廃棄物！

西東京市では、市民・事業者の理解と協力のもと、廃棄物の削減に取り組み、成果を挙げてきましたが、さらに取り組みを進め、処理費用と環境負荷を減らすことを目指しています。

重点プロジェクト2では、基本方針2が示す資源の有効活用、ごみの削減を進めるための取り組みとして、資源循環型社会を将来の世代へ引き継ぐことを目指します。

【重点プロジェクト2の目指すテーマ】

- ・ごみの発生抑制及び資源化を推進し、ごみの減量を図る。
- ・環境負荷の少ない方法で、ごみの適正な処理や処分を行う。
- ・市民・事業者・行政の協働によるごみの3Rを進める。
- ・資源の分別収集による資源物売払い収入の活用について、市民に分かりやすく情報提供を行う。
- ・市報、ホームページ、エコ羅針盤を通じて、市民・事業者にごみの発生抑制及び資源化の取り組み状況を提供する。
- ・ごみの発生抑制や資源化等環境改善に関する取り組みに一定の成果をあげたものを表彰する等インセンティブ効果が期待できる仕組みの構築について調査・研究する。

重点プロジェクト3：進めよう、地球温暖化対策！

現在、気温上昇や異常気象の多発、海面上昇など地球温暖化が原因と言われている現象が起きています。地球温暖化対策を進めるためには、日常生活や事業活動の中で取り組みを進める必要があります。西東京市では、市民や事業者に地球温暖化対策に関する情報等を発信してきましたが、今後は、市民や事業者が行動に移すためのより踏み込んだ取り組みが必要になっています。

重点プロジェクト3では、基本方針4が示す地球温暖化対策に市民・事業者・行政が連携して取り組み、低炭素社会を実現し、将来の世代へ引き継いでいくことを目指します。

【重点プロジェクト3の目指すテーマ】

- ・市民が無理なく低炭素型のライフスタイルを実践することを目指す。
- ・ISO14001、エコアクション21等の環境マネジメントシステムを認証取得する等、事業者が環境配慮をした場合にメリットを得られる仕組みを調査・研究する。
- ・市内事業者の環境に対する優良な取り組み等の情報を共有できるような仕組みをつくり、他の事業者へ広げることを目指す。
- ・市は率先して公共施設での省エネルギー対策の継続や再生可能エネルギーの導入を進め、その取り組み効果を市民に見える化する。さらに、市民、事業者の地球温暖化に関する取り組みを促進することを目指す。

第7章 計画の推進体制・進行管理

7.1 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政の各主体が当事者意識を持ち、目標の達成に向けて取り組んでいくことが重要です。各主体がその役割に応じた取り組みを進めながら、三者が連携・協働することで効果的かつ着実に計画を推進していきます。環境問題の中には西東京市だけで対応ができないものもあるため、必要に応じて東京都や近隣自治体と連携した取り組みを進めます。

本計画の推進と進行管理の中心となる組織として、以下の各組織を位置づけます。

【環境審議会】<市民・事業者・学識経験者等で構成>

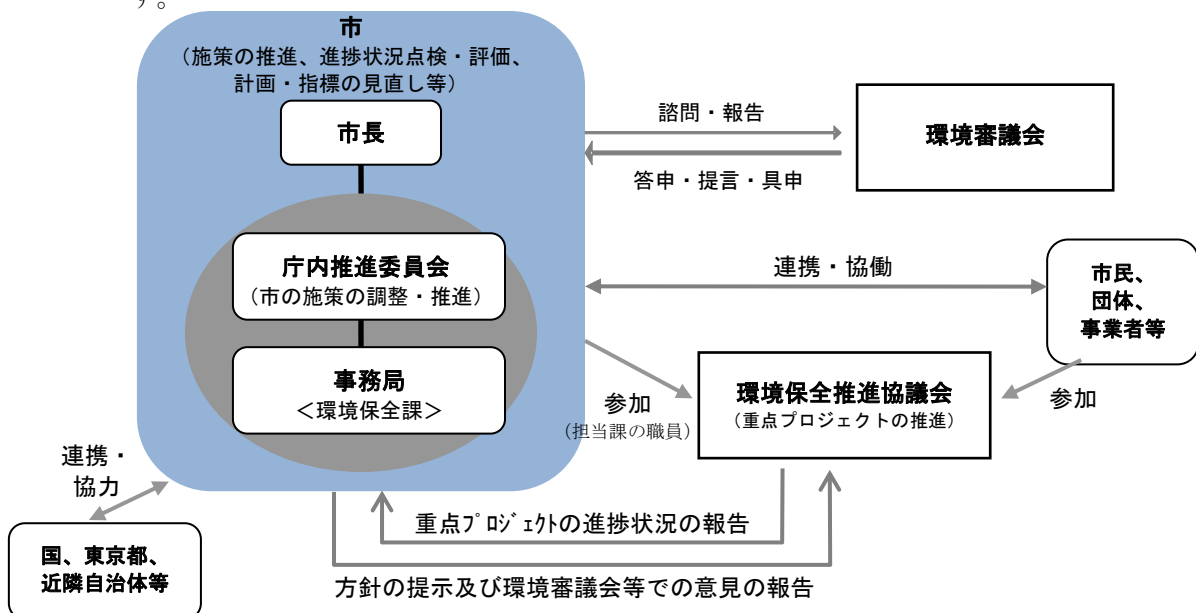
- 西東京市環境基本条例に基づく市長の附属機関です。
- 市長から環境の状況や環境の保全等に関する施策の実施状況、市民等の意見について報告を受け、環境施策の進捗状況の検証や環境に関する基本的事項について審議を行い、目標及び施策の修正等について、市長に対して提言、具申します。

【環境保全推進協議会】<市民・市民団体・事業者・市の関係部局等で構成>

- 市民・事業者・行政の連携により、計画で示した環境保全の取り組みを推進する組織です。
- 重点プロジェクトごとに具体的な目標や取り組み内容を検討します。重点プロジェクトの進捗管理や環境施策全般に関わる推進策や改善策について検討します。

【市内推進委員会】<市の各部局の代表により構成>

- 行政内での計画の推進組織として各課の環境保全にかかる施策を調整し、取り組みを推進する組織です。
- 計画に示された各施策の取り組みの進捗状況を把握し、その評価、点検等を行います。



7.2 進行管理の手法

(1) PDCAサイクルによる進行管理

本計画の施策を着実に進めるためには、進捗状況の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて見直す適切な進行管理が重要です。本計画の取り組みの実施状況、施策が及ぼす影響やその要因を分析し、改善していく必要があります。

計画の進行管理は、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「点検・評価 (Check)」「見直し・改善 (Action)」のPDCAサイクルを基本として、取り組みの実効性を確保します。

・計画 (Plan)

本計画では、環境の将来像と、その実現に向けた施策、進行管理を明確にしました。また、必要に応じた見直し及び5年後を目途に中間見直しを行い、将来像や基本方針、具体的な取り組みを設定します。計画の内容については、環境審議会で審議します。

・実行 (Do)

計画に基づき、各主体が具体的な取り組みを実行します。

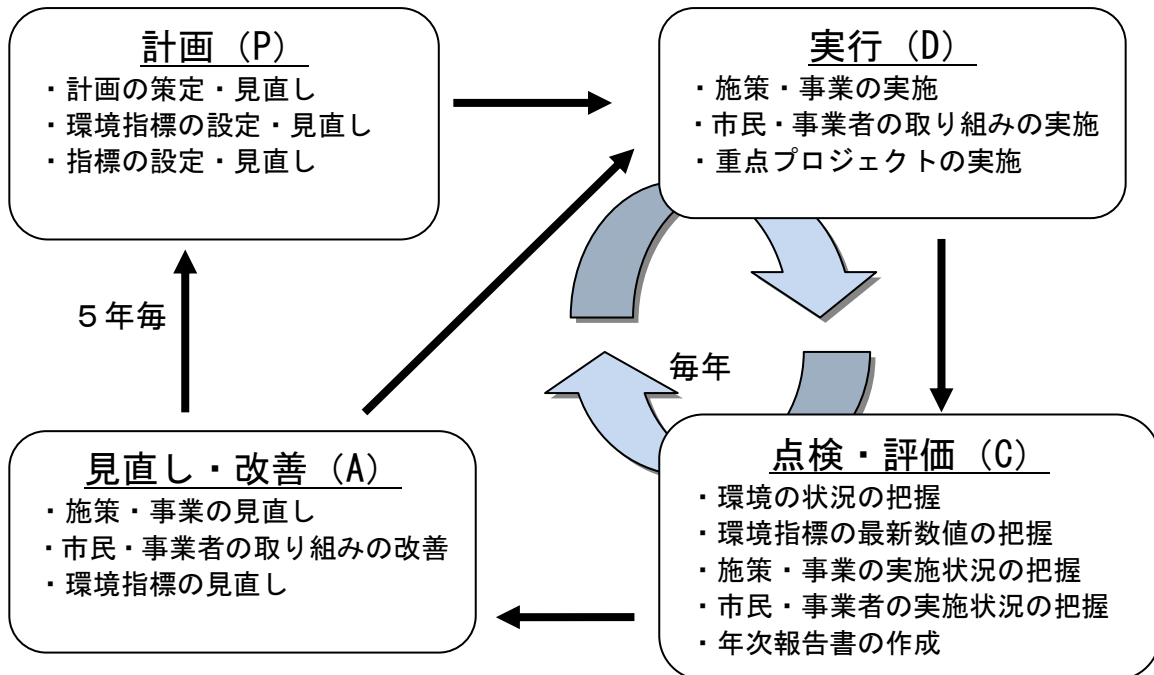
・評価 (Check)

毎年、施策や各主体の進捗状況や環境指標の最新数値を把握し、計画の達成状況を評価します。また、環境の状況等に関する報告書を作成し、公表します。

・見直し・改善 (Action)

評価結果に基づき、施策や取り組み内容を見直し、次年度以降へ反映させていきます。

なお、重点プロジェクトに関しては、環境保全推進協議会が中心となり、PDCAサイクルにより進行管理を行い、毎年の進捗状況を事務局へ報告します。



(2) 目標・指標の活用

進行管理においては、本計画に基づく取り組み状況や環境指標に対する目標の達成状況を把握します。そして、その結果をもとに点検・評価を行い、将来像の実現に向けた取り組みに反映させていきます。

(3) 「西東京市環境年次報告書（環境白書）環境活動レポート」による進捗状況の把握や点検・評価及び公表

「西東京市環境年次報告書（環境白書）環境活動レポート」により西東京市の環境の状況や施策・事業の取り組み状況、今後の取り組み方針等の点検・評価結果を公表します。